

居宅介護支援 別紙料金表

地域区分	1単位の単価
その他	10.00 円

※ 費用額（10割分）の計算方法

単位数×1単位の単価(*)＝費用額（1円未満切り捨て）

* 地域区分別の1単位の単価は、事業所所在地やサービスの種類で異なる。

居宅介護支援費(I)		単位数	費用額	利用者負担額	
居宅介護支援費(i)	1月につき	要介護1・2	1,086	10,860 円	0 円
		要介護3・4・5	1,411	14,110 円	0 円
居宅介護支援費(ii) (☆)	1月につき	要介護1・2	544	5,440 円	0 円
		要介護3・4・5	704	7,040 円	0 円
居宅介護支援費(iii) (☆)	1月につき	要介護1・2	326	3,260 円	0 円
		要介護3・4・5	422	4,220 円	0 円

☆ 居宅介護支援費(ii)・(iii)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分については(ii)を、60件以上の部分については(iii)を算定する。

※ 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 +5/100

※ 事業所と同一敷地内建物等に居住するお客様又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者にサービスを行った場合は、所定単位数の95/100に相当する単位数を算定します。

※ 利用者が同一の建物に20人以上（1月あたり）にサービスを行った場合は、所定単位数の95/100に相当する単位数を算定します。

その他加算		単位数	費用額	利用者負担額
初回加算 ①	1月につき	+300	3,000 円	0 円
特定事業所加算(Ⅲ)	1月につき	+323	3,230 円	0 円
入院時情報連携加算(I) ②	1月に1回を限度	+250	2,500 円	0 円
入院時情報連携加算(Ⅱ) ③		+200	2,000 円	0 円
退院・退所加算(I)イ ④	入院又は入所期間中に1回を限度	+450	4,500 円	0 円
退院・退所加算(I)ロ ⑤		+600	6,000 円	0 円
退院・退所加算(Ⅱ)イ ⑥		+600	6,000 円	0 円
退院・退所加算(Ⅱ)ロ ⑦		+750	7,500 円	0 円
退院・退所加算(Ⅲ) ⑧		+900	9,000 円	0 円
通院時情報連携加算 ⑨	1月に1回を限度	+50	500 円	0 円
緊急時等居宅カンファレンス加算 ⑩	1月に2回を限度	+200	2,000 円	0 円
ターミナルケアマネジメント加算 ⑪	1月につき	+400	4,000 円	0 円

① 新規に居宅サービス計画を作成する場合（要支援者が要介護認定を受けた場合、要介護状態区分が2区分以上変更された場合を含む）

② 入院した日に、当該医療機関の職員に対して利用者に係る必要な情報提供を行った場合

※ 入院日以前の情報提供を含む。

※ 営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。

③ 入院した日の翌日又は翌々日に、当該医療機関の職員に対して利用者に係る必要な情報提供を行った場合

※ 営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。

- ④～⑧ 退院・退所に当たって、当該病院等の職員と面談を行い、利用者に係る必要な情報提供を受けて、居宅サービス計画を作成し居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
 - ④(I)イ 情報提供をカンファレンス以外の方法により一回受けていること
 - ⑤(I)ロ 情報提供をカンファレンスにより一回受けていること
 - ⑥(II)イ 情報提供をカンファレンス以外の方法により二回以上受けていること
 - ⑦(II)ロ 情報提供を二回受けており、うち一回以上はカンファレンスによること
 - ⑧(III) 情報提供を三回以上受けており、うち一回以上はカンファレンスによること
- ⑨ 利用者が医療機関において医師又は歯科医師の診察を受けるときに同席し、医師又は歯科医師等に対して利用者に係る必要な情報の提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報の提供を受けて、居宅サービス計画に記録した場合
- ⑩ 医療機関の求めにより、当該医療機関の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合
- ⑪ 在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、利用者又はその家族の同意を得て、利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等を記録し、主治の医師及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業者に提供した場合